

令和8年第2回中間市議会定例会会期日程

(会 期 3月3日～3月25日：23日間)

月	日	曜	本 会 議	委員会	審 査 事 項
3月	3日	火	開 議 午前10時		1. 会期の決定 2. 諮問第1号 3. 承認第3号 4. 第2号議案～第25号議案 「 議案上程・提案理由説明 「 質疑・討論・採決 」」
3月	4日	水	休 会		
3月	5日	木	開 議 午前10時		1. 一般質問
3月	6日	金	開 議 午前10時		1. 一般質問 2. 承認第3号 3. 第2号議案～第18号議案 [質疑・討論・採決・委員会付託]
3月	7日	土	休 会		
3月	8日	日	休 会		
3月	9日	月	休 会	委員会	
3月	10日	火	休 会	委員会	
3月	11日	水	休 会	委員会	
3月	12日	木	休 会		
3月	13日	金	開 議 午前10時		1. 第2号議案～第29号議案 「 議案上程・提案理由説明・委員長報告 「 質疑・討論・採決・委員会付託 」」
3月	14日	土	休 会		
3月	15日	日	休 会		
3月	16日	月	休 会	委員会	
3月	17日	火	休 会	委員会	
3月	18日	水	休 会		
3月	19日	木	休 会	委員会	
3月	20日	金	休 会		
3月	21日	土	休 会		
3月	22日	日	休 会		
3月	23日	月	休 会	委員会	
3月	24日	火	休 会		
3月	25日	水	開 議 午前10時		1. 第19号議案～第29号議案 [委員長報告・質疑・討論・採決]

諸 般 の 報 告

第2回中間市議会定例会

令和8年3月3日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を令和8年2月16日、24日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- | | |
|----------------------|----------|
| (1) 令和7年度一般会計及び特別会計等 | 令和7年11月分 |
| (2) 令和7年度中間市水道事業会計 | 令和7年11月分 |

2. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を、令和8年2月24日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 学校教育課 | 令和4年度 |
| | 令和5年度 |
| | 令和6年度 |

3. 新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第6項の規定により、中間市新型インフルエンザ等対策行動計画を、令和8年2月6日付で市長から受領した。

令和8年 第2回 3月（定例）中 間 市 議 会 会 議 録（第1日）

令和8年3月3日（火曜日）

議事日程（第1号）

令和8年3月3日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
（日程第2 提案理由説明・質疑・討論・採決）
- 日程第 3 承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
（損害賠償の額を定め、和解することについて）
（日程第3 提案理由説明）
- 日程第 4 第2号議案 令和7年度中間市一般会計補正予算（第11号）
- 日程第 5 第3号議案 令和7年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号）
- 日程第 6 第4号議案 令和7年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 第5号議案 令和7年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
（日程第4～日程第7 提案理由説明）
- 日程第 8 第6号議案 中間市行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 第7号議案 中間市財政運営基本条例及び中間市行橋市競艇組合事業収入配分金積立基金条例の一部を改正する条例
- 日程第10 第8号議案 中間市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例
- 日程第11 第9号議案 中間市介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第12 第10号議案 中間市営自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 第11号議案 中間市火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第14 第12号議案 中間市遠賀川河川敷市民グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 第13号議案 中間市文化財保護条例の一部を改正する条例
（日程第8～日程第15 提案理由説明）
- 日程第16 第14号議案 中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会条例を廃止する条例
（日程第16 提案理由説明）
- 日程第17 第15号議案 中間市未来創造基金条例

- 日程第 18 第 16 号議案 中間市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める
条例
(日程第 17・日程第 18 提案理由説明)
- 日程第 19 第 17 号議案 中間市等公平委員会共同設置規約の変更について
- 日程第 20 第 18 号議案 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数
の減少及び規約の変更について
(日程第 19・日程第 20 提案理由説明)
- 日程第 21 第 19 号議案 令和 8 年度中間市一般会計予算
- 日程第 22 第 20 号議案 令和 8 年度中間市特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第 23 第 21 号議案 令和 8 年度中間市公共用地先行取得特別会計予算
- 日程第 24 第 22 号議案 令和 8 年度中間市介護保険事業特別会計予算
- 日程第 25 第 23 号議案 令和 8 年度中間市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 26 第 24 号議案 令和 8 年度中間市公共下水道事業会計予算
- 日程第 27 第 25 号議案 令和 8 年度中間市水道事業会計予算
(日程第 21～日程第 27 提案理由説明)
- 日程第 28 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16名)

1 番 植本 種實君	2 番 堀田 克也君
3 番 小林 信一君	4 番 田口 善大君
5 番 原 舞君	6 番 森上 晋平君
7 番 田口 澄雄君	8 番 掛田るみ子君
9 番 阿部伊知雄君	10 番 原口 佳三君
11 番 迫田 隆太君	12 番 大和 永治君
13 番 柴田 広辞君	14 番 大村 秀三君
15 番 下川 俊秀君	16 番 中野 勝寛君

欠席議員 (0名)

欠 員 (0名)

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	福田 浩君	副市長	………	田代 謙介君
教育長	………	蔵元 洋一君	総務部長	………	後藤 謙治君
総務部参事	………	持田 将一君	未来創造部長	………	井上 篤君
未来創造部参事	…	熊谷憲一郎君	市民部長	………	志垣 憲一君
保健福祉部長	…	冷牟田 均君	保健福祉部参事	…	岩切 伸一君
教育部長	………	清水 秀一君	建設産業部長	………	白石 和也君
環境上下水道部長	………				亀井 誠君
消防長	………	波多野暢俊君	総務課長	………	久野 朋博君
企画課長	………	佐野 耕二君			
人権男女共同参画課長	………				石井 浩司君
こども未来課長	…	松原 邦加君	介護保険課長	………	向 貴幸君
医療保険課長	………	八汐 雄樹君	生涯学習課長	………	大畑祐一郎君
都市計画課長	………	江藤 新悟君	消防本部次長	………	永尾 貴志君

事務局出席職員職氏名

事務局長	北原 鉄也君	書 記	熊谷 浩二君
書 記	本田 裕貴君	書 記	山本 和美君

午前 10 時 00 分開会

○議長（中野 勝寛君）

おはようございます。ただいまの出席議員は 16 名で、定足数に達しております。これより、令和 8 年第 2 回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に、諸般の報告を行います。報告事項は、お手元に配付しております。朗読は、省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は、省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 1. 会期の決定

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から 3 月 25 日までの 23 日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は 23 日間と決定いたしました。

日程第 2. 諮問第 1 号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第 2、諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

本市の人権擁護委員であります山中栄夫氏が、昨年 9 月 30 日をもちましてご退任されました。同氏におかれましては、8 年 3 か月にわたってご活躍いただき、そのご尽力につきましては、深く感謝いたしているところでございます。

つきましては、法務大臣から福岡法務局長を通じ、後任候補者の推薦依頼がございましたので、後任といたしまして、社会的信望も厚く、基本的人権の擁護という重要な活動に強い関心と熱意を持っておられる田中健一郎氏を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

なお、田中氏の任期につきましては、令和 8 年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日までの 3 年間の予定でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

討論なしと認めます。

これより、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。この採決は電子表決により行います。

候補者を適任と認めることについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

(賛成・反対ボタンにより電子表決)

○議長(中野 勝寛君)

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

全員賛成であります。よって、諮問第1号は、適任と認めることに決しました。

日程第3. 承認第3号

○議長(中野 勝寛君)

次に、日程第3、承認第3号、専決処分を報告し、承認を求めることについて(損害賠償の額を定め、和解することについて)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長(福田 浩君)

承認第3号、損害賠償の額を定め、和解することにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分といたしましたので、ご報告申し上げます。

昨年12月25日夜から翌26日朝までの間に、市が所有する路線バス中間高校下停留所北側の屋根が強風で破損し、飛散した屋根の一部が相手方住宅に駐車していた相手方車両に当たり、損傷を与えました。

本件につきましては、早急に示談をし、相手方に対して損害を賠償する必要がありましたことから、先月17日付けで損害賠償の額を13万4,285円とし、相手方と和解す

ることにつきまして、専決処分といたしました。

つきましては、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求め
るものでございます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております承認第3号に対する質疑は、3月6日の本会議で行いま
すので、ご了承をお願いいたします。

日程第4. 第2号議案

日程第5. 第3号議案

日程第6. 第4号議案

日程第7. 第5号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第4、第2号議案から日程第7、第5号議案までの令和7年度各会計補正予
算4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第2号議案、令和7年度中間市一般会計補正予算（第11号）について、提案理由を申
し上げます。

今回の補正予算は、決算見込みに基づき不用額を減額し、給付費等を増額するとともに、
国県返還金等を計上するほか、今回計上した事業のうち実施期間が来年度までに及ぶもの
につきまして、繰越明許費を設定するものでございます。また、本市の各施設に設置して
いるテレビ及び公用車に登載しているテレビチューナー付きカーナビについて、申告漏れ
等によりNHK放送受信料に未払いがあることが判明いたしましたので、各所管部署の歳
出予算に所要額をそれぞれ計上いたしております。

それでは、補正の主な内容について、歳出からご説明いたします。

まず、総務費におきましては、事業費の確定に伴い、定額減税補足給付金の給付に係る
経費を3,340万円、基幹系システムの標準準拠システムへの完全移行が延期になった
ことにより、移行に係るシステム環境構築等の委託料を1,840万円、市民会館のスプ
リンクラーの修繕経費を1,600万円、市長選挙など各種選挙に係る経費を1,470
万円それぞれ減額いたしております。また、前年度の国県支出金の金額確定に伴う返還金
に6,250万円、決算見込みに基づく財源調整などにより、財政調整基金への積立金に
8億3,320万円を追加計上いたしております。さらに、中間市行橋市競艇組合事業収
入の額の確定に伴い、中間市行橋市競艇組合事業収入配分金積立基金積立金に5,350
万円を追加計上いたしております。この基金につきましては、後ほど歳入でご説明する繰
入金におきまして、同額を取り崩すこととしており、教育環境の充実や生涯学習の推進の

ための財源として大切に活用してまいります。

また、戸籍の附票に旧氏及び旧氏の振り仮名を記載するためのシステム改修費用として合計２２０万円を計上しております。この事業は、実施期間が来年度までに及ぶことから全額繰越明許費として設定しております。

民生費におきましては、事業費の確定に伴い、さくら保育園における会計年度任用職員人件費を４００万円減額いたしております。また、障がい者福祉に係る各種扶助費につきまして、１２月定例会におきまして増額の補正予算の議決をいただいたばかりではございますが、更なる支出の増加が見込まれることから４，９８０万円を追加計上いたしております。特別会計繰出金につきましては、特別会計国民健康保険事業繰出金１，８５０万円、後期高齢者医療特別会計繰出金２，６２０万円をそれぞれ減額いたしておりますが、介護保険事業特別会計繰出金につきましては、システム改修に伴う事務費繰出金の増加に伴い、５０万円を追加計上いたしております。

衛生費におきましては、健康管理システムの標準準拠システムへの移行が延期になったことに伴い、不要となった事業費７４０万円を減額いたしております。

土木費におきましては、事業費の確定に伴い、道路新設改良費につきまして工事費や点検委託料など合計９１０万円、都市計画総務費につきまして塘ノ内砂山線街路事業負担金８，４２０万円、住宅建設改良費につきまして池田団地改修工事費６５０万円、中鶴公営住宅解体に伴う周辺家屋等事後調査業務委託料１，５３０万円をそれぞれ減額いたしております。

消防費におきましては、非常備消防費につきまして備品購入費３９０万円を、消防施設費につきまして消防庁舎改修工事費９００万円をそれぞれ減額いたしております。

教育費におきましては、小中学校屋内運動場空調設備設置事業について、１２月定例会にて議決をいただきました令和７年度中間市一般会計補正予算（第８号）において実施設計費用を計上いたしておりましたが、今般、当該事業が令和７年度の国の補正予算による補助事業の対象事業として内示を受けたことから、空調整備に係る工事費や工事監理委託費、そして空調整備と一体事業として実施予定である受変電設備工事費を合計７億３，３４０万円計上いたしております。この事業は、実施期間が来年度までに及ぶことから、追加計上した金額の全額を繰越明許費として設定しております。また、事業費の確定に伴い、小中学校給食調理等業務委託料を１，９５０万円減額いたしております。

次に、歳入につきましては、国庫支出金におきまして、対象事業費の確定等に伴い合計８，６５０万円を減額いたしておりますが、障がい者福祉に係る各種扶助費に対応する国庫負担金を２，４９０万円、小中学校屋内運動場空調設備設置事業の財源となる空調設備整備臨時特例交付金を３億１６０万円それぞれ追加計上いたしております。

県支出金におきましては、対象事業費の確定等に伴い合計３，０１０万円を減額いたしておりますが、障がい者福祉に係る各種扶助費に対応する県負担金を１，２４０万円追加

計上いたしております。

財産収入におきましては、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用する場合の利率が当初予算算定時よりも上昇したことを受け、運用利子を1,130万円追加計上いたしております。

繰入金におきましては、先ほどご説明したとおり、中間市行橋市競艇組合事業収入配分金積立基金繰入金に5,350万円を追加計上しております。また、決算見込みに基づく財源調整などにより、財政調整基金繰入金を1,960万円減額いたしております。

繰越金につきましては、前年度繰越金4億4,090万円を追加計上いたしております。

諸収入におきましては、中間市行橋市競艇組合事業収入5,350万円を追加計上いたしております。また、対象事業費の確定等により、デジタル基盤改革支援補助金を2,670万円減額いたしております。

市債におきましては、対象事業費の確定等に伴い、合計8,530万円を減額いたしております。また、小中学校屋内運動場空調設備設置事業の財源として、4億3,410万円を追加計上いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ13億9,969万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ227億6,822万5,000円とするものでございます。

次に、第3号議案、令和7年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号）について、提案理由を申し上げます。

歳出の内容といたしまして、総務費におきましては、NHKの受信契約を締結していなかった公用車のカーナビゲーション・システムに係るテレビ受信料を20万円計上いたしております。

諸支出金におきましては、対象者数の増加に伴い、国民健康保険税の過年度分の還付金を100万円、令和6年度に交付を受けております国民健康保険保険者努力支援交付金等の額の確定に伴い、過大交付分の返還金を220万円それぞれ増額いたしております。

次に、歳入の内容といたしましては、福岡県国民健康保険特別交付金の交付決定等に伴い、県補助金を3,570万円増額し、国民健康保険基盤安定負担金の額の確定等に伴い、一般会計繰入金を1,850万円減額いたしております。

また、歳入の増額に合わせて財源を調整する必要があることから、歳入欠かん補填収入を1,370万円減額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ353万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ52億9,126万4,000円とするものでございます。

次に、第4号議案、令和7年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳出の主なものといたしまして、令和7年度の税制改正に係る介護保険料算定基準の見直しに伴うシステム改修委託料を110万円、通所系介護サービス

利用者数の増加に加え、介護従事者の処遇改善加算等の影響により不足が見込まれる居宅介護サービス給付費負担金を１億３，４５０万円、介護給付費準備基金積立金を７０万円増額いたしております。

次に、保険事業勘定の歳入といたしまして、介護保険事業等に係る国庫支出金を５０万円、支払基金交付金を２４０万円、利子及び配当金を７０万円、一般会計繰入金金を５０万円増額いたしております。また、財源調整といたしまして、前年度繰越金を１億３，２１０万円増額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ１億３，６４６万円を増額し、介護サービス事業勘定を加えた予算の総額を歳入歳出それぞれ５２億９，９４１万１，０００円とするものでございます。

次に、第５号議案、令和７年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の内容といたしましては、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金を４２０万円増額いたしております。

次に、歳入の主な内容といたしましては、後期高齢者医療保険料を２，８４０万円増額し、保険基盤安定繰入金金を２，４１０万円減額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ４２９万６，０００円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ１０億１，７０７万５，０００円とするものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております令和７年度各会計補正予算４件に対する質疑は、３月６日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 ８．第 ６号議案

日程第 ９．第 ７号議案

日程第 １０．第 ８号議案

日程第 １１．第 ９号議案

日程第 １２．第 １０号議案

日程第 １３．第 １１号議案

日程第 １４．第 １２号議案

日程第 １５．第 １３号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第８、第６号議案から日程第１５、第１３号議案までの条例改正８件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第 6 号議案、中間市行政手続条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、令和 5 年のいわゆるデジタル規制改革一括法により行政手続法が改正され、法令に基づく処分については聴聞の通知等に係る公示送達がデジタル化されたことを受けて、条例等に基づく処分についても同様の対応を行うものでございます。

条例の改正内容といたしましては、公示送達の方法について、公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を市の掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うこととするものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、行政手続法の改正に合わせ、令和 8 年 5 月 21 日といたしております。

次に、第 7 号議案、中間市財政運営基本条例及び中間市行橋市競艇組合事業収入配分金積立基金条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、先の令和 7 年 12 月市議会定例会にて議決をいただきましたとおり、中間市行橋市競艇組合の名称を中間市行橋市ボートレース組合に変更することに伴うものでございます。

条例改正の内容といたしましては、中間市財政運営基本条例及び中間市行橋市競艇組合事業収入配分金積立基金条例で使用されております中間市行橋市競艇組合及びこれに係る表現について、中間市行橋市ボートレース組合及びこれに係る表現に改めるものでございます。また、これらの条例で使用する用字用語の見直しも併せて行っております。

なお、条例の施行日につきましては、中間市行橋市競艇組合の名称変更の施行日に合わせ、令和 8 年 4 月 1 日といたしております。

次に、第 8 号議案、中間市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、地域再生法の一部改正に伴うものでございます。

条例の改正内容といたしましては、基金として積み立てる、いわゆる企業版ふるさと納税の定義について、地域再生法の定義を引用して定めておりましたが、法改正により当該定義を定めている条項に変更が生じたことから、改正後の条項に改めるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日といたしております。

次に、第 9 号議案、中間市介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

令和 7 年度税制改正において、給与所得控除について、物価上昇への対応とともに、就

業調整にも対応するとの観点から、最低保障額が現行の５５万円から６５万円に１０万円引き上げられることとなりました。

第１号被保険者の介護保険料につきましては、介護保険法施行令において、市民税課税の有無や合計所得金額等を基準として標準段階が定められておりますが、今回の税制改正に伴って一部の被保険者について標準段階の移動が生じ、これにより第９期介護保険事業計画期間中の保険料収入が減少する可能性が生じております。かかる事情の下、同計画期間中の保険料収入不足を可能な限り防ぐため、国において介護保険法施行令の一部が改正され、令和８年４月１日に施行されることとなっております。

今回の条例改正は、国のこのような動向を受けて、本市の介護保険料収入の確保を目的として、介護保険法施行令の改正に合わせた改正を行うものでございます。

条例の改正内容といたしましては、令和８年度の介護保険料について、所得の額の算定方法及び保険料率の算定に関する基準の特例を設けるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、令和８年４月１日といたしております。

次に、第１０号議案、中間市営自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、近年の自動車の大型化により、市営自動車駐車場の使用者から自動車１台当たりの駐車区画の拡大について要望が寄せられたことを受けまして、市営自動車駐車場の環境整備を行ったことに伴い、市営自動車駐車場の使用料を見直すものでございます。

条例の主な改正内容といたしましては、市営自動車駐車場の環境整備により１台当たりの駐車区画の面積を拡大したことから、これに合わせて使用料を改定するもので、具体的には、普通自動車・小型自動車駐車区画の１か月当たりの使用料について、現行の３，３００円を３，９６０円とするものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、令和８年４月１日とし、使用料の改定に係る部分につきましては、令和８年１０月１日から施行することといたしております。

次に、第１１号議案、中間市火災予防条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令及び対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部を改正する告示が、令和７年１１月１２日に公布されたことに伴うものでございます。

条例改正の主な内容といたしましては、近年のサウナブームを背景に、従来の屋内の浴室等のサウナ室に設置されるサウナ設備とは異なり、屋外のテント等のサウナ室に設置される消費熱量が小さい簡易的なサウナ設備が増加していることから、安全性の検証を踏まえ、その特性に応じた内容となるように所要の見直しを行うものでございます。

また、令和6年1月1日に発生した輪島市大規模火災を受けて開催された輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会における報告書において、大規模地震時の電気対策が重要であるとされたことを踏まえ、住宅における火災予防を推進するため、地震火災対策の一環としまして、感震ブレーカーの普及推進を図ることといたしました。この施策は、電気火災からの市民の生命と財産の保護並びに地域の安全確保に資するものと思料いたしております。

なお、条例の施行日につきましては、省令の施行日に合わせ、令和8年3月31日といたしております。

次に、第12号議案、中間市遠賀川河川敷市民グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本市におきましては、中間市役所付近をはじめ遠賀川の河川敷地の一部を占用して遠賀川河川敷市民グラウンドを設置し、芝生広場や駐車場、ラグビー場として市民の皆様の使用に供しております。

また、近年は、国土交通省遠賀川河川事務所や地域のみなさまと連携し、遠賀川の水と緑との親しみや、遠賀川との周辺の魅力とのふれあいをテーマとして河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指すふるさとなかま遠賀川かわまちづくりに取り組んでまいりました。

なお、その一環として、本市と国が実施してきました河川敷の環境整備事業につきましては、令和7年度をもって完了することとなっております。今後は、遠賀川の河川敷地について、積極的な利活用を更に促進するため、国が進めるいわゆる河川空間のオープン化により、本市が一定の範囲で利活用の判断をすることができるようにする予定でございますが、その適用に当たっては、河川敷地の利活用に当たっての制限等について、自ら明文の規定を設けることが国から求められております。

今回の条例改正は、これらの事情から、遠賀川河川敷市民グラウンドの設置及び管理について規定する条例の包括的な見直しを行うものでございます。

条例改正の主な内容といたしましては、まず、遠賀川河川敷市民グラウンドの名称を遠賀川河川敷市民グラウンドとした上で、環境整備事業により、遠賀川河川敷市民グラウンドの占用面積が変更となりましたことから、同グラウンドにおける施設の構成を見直し、名称、面積等を変更するものでございます。

次に、遠賀川河川敷市民グラウンドにおける禁止行為や許可を受けるべき行為、使用の制限等を定めるものでございます。

また、用字用語の見直しも併せて行っております。

なお、条例の施行日につきましては、令和8年4月1日といたしております。

次に、第13号議案、中間市文化財保護条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、文化財保護法及び福岡県文化財保護条例の一部改正により中間市文化財保護条例において引用しているこれらの法令等の条項に変更が生じていることによるものでございます。

条例の主な改正内容といたしましては、先ほど申し上げましたとおり変更が生じている法令等の条項を引用している箇所について、改正後の条項に改めるとともに、条例全体について、用字用語を含めた見直しを行うものでございます。

また、現在、有識者の会議の場として設けられております中間市文化財専門委員会議につきまして、名称を中間市文化財専門委員会に改めた上で、教育委員会の附属機関に位置づけ、運営等の必要な事項を定めるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、令和8年4月1日といたしております。ご審議ほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております条例改正8件に対する質疑は、3月6日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第16．第14号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第16、第14号議案、中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会条例を廃止する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第14号議案、中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会条例を廃止する条例について、提案理由を申し上げます。

この条例は、コミュニティ広場再編及び小中学校再編に関し、専門的な知見、市民の意見等を聴取し、適切にこれらに対応するため、中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会を設置すること並びにその組織及び運営等について必要な事項を定めた中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会条例を廃止するものでございます。

同検討委員会につきましては、今年度末までの時限的な設置が想定されておりますところ、市長及び教育委員会からの諮問事項について慎重に審議を重ねていただき、その結果について先月6日に答申をいただきましたことから、その制定目的が十分に達成されたものと思料し、本条例を廃止することといたしました。

なお、条例廃止に伴い、同検討委員会委員の報酬に関する規定を削除する必要がありますことから、附則において中間市特別職職員の給与等に関する条例を併せて改正することといたしております。

また、条例の施行日につきましては、令和8年4月1日といたしております。ご審議の

ほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております第14号議案に対する質疑は、3月6日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第17. 第15号議案

日程第18. 第16号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第17、第15号議案及び日程第18、第16号議案の条例制定2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第15号議案、中間市未来創造基金条例について、提案理由を申し上げます。

本市の公共施設は、その多くが高度経済成長期に建設されており、建物の老朽化が進み、大規模改修や修繕、建て替えが必要となっております。また、学校再編をはじめとした中長期的な行政需要、さらには突発的な災害等への備えも必要となっております。他方で、人口はかつての5万人から4万人を切るほどにまで減少しており、今後も、人口減少と少子高齢化の進行による税収等の収入の減少及び社会保障等に要する経費の増加が予測されます。

これらの状況について、いかに対応すべきかを財政的な観点から検討いたしました結果、今後は、公共施設について適正配置と施設総量の縮減、計画的な予防保全等の実施による長寿命化を図るとともに、中長期的な行政需要、さらには突発的な災害等にも対応するための財政的な備えをしておく必要があるとの考えに至りました。

この条例は、これらの本市の抱える課題に的確に対応することを目的として、その財源に充てる資金を積み立て、運用するための基金であります中間市未来創造基金を設置するものでございます。

条例の内容といたしましては、地方自治法第241条第1項及び第8項の規定に基づき、中間市未来創造基金を設置し、その管理及び処分に必要な事項を定めるものでございます。

具体的には、同基金の処分ができる場合を中間市公共施設等総合管理計画又は中間市個別施設計画に位置づけされた事業、やむを得ない事由により、公共施設の機能維持又は再建のため、緊急に措置する必要があると認められる事業又は将来予見される行政需要への対応として、中長期的な財政見通しとの整合が図られていると認められる事業の財源とする場合に限定した上で、処分の理由に応じ、処分の理由、金額及び将来の財政への影響を明らかにした資料の公表を義務付けるとともに、積み立てる額について、財政調整基金と連動させることとしており、これにより、本市の抱える課題に対する財政的な備えとして

の機能と位置づけを明確にするものでございます。

本市における今後１０年間の行政需要といたしましては、一般財源ベースで約１３０億円以上の経費が必要となる見込みでございます。国県補助金や財政措置の有利な起債の活用等により財源確保に努めてまいりますが、本市の財政負担も膨大となることから、この基金により、財源を確保するとともに、年度間における財政負担を平準化することが可能になるものと考えております。

なお、条例の施行日につきましては、令和８年４月１日といたしております。

次に、第１６号議案、中間市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、提案理由を申し上げます。

この条例は、さきの１２月市議会定例会でも関連する条例の議決をいただきました乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度について、子ども・子育て支援法において、特定乳児等通園支援事業者は、市町村の条例で定める運営に関する基準に従い特定乳児等通園支援を提供しなければならないとされていることから、当該基準を定めるものでございます。

条例の内容といたしましては、利用定員の設定、利用開始前の面談の実施、運営規程の公表など、良質かつ適切なサービスの提供の確保を目的として、特定乳児等通園支援事業の具体的な運営に関する基準を定めるものでございます。

なお、この条例で定める基準を満たすものとして、確認を受けた乳児等通園支援事業者が提供する支援を利用したときは、子ども・子育て支援法の定めるところにより、乳児等支援給付費の支払いを受けることができることとなります。

また、条例の施行日につきましては、令和８年４月１日といたしております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております条例制定２件に対する質疑は、３月６日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第１９．第１７号議案

日程第２０．第１８号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第１９、第１７号議案及び日程第２０、第１８号議案の規約変更２件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第１７号議案、中間市等公平委員会共同設置規約の変更について、提案理由を申し上げます。

本市では、地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、中間市行橋市競艇組合及び福岡県中間市外二ヶ町山田川水利組合と共同して公平委員会を設置しておりますが、先ほどご提案した第7号議案と同様に、中間市行橋市競艇組合の名称を変更することに伴い、共同設置に関する規約を変更する必要が生じました。

機関等の共同設置に関する規約を変更するときには、地方自治法第252条の7第2項の規定により、関係する地方公共団体で協議して行わなければならないとされておりますが、この協議につきましては、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を経なければならないとされておりますことから、議会の議決を求めるものでございます。

なお、両一部事務組合におきましては、この規約の変更を先月議会に提案し、既に議決をいただいたところでございます。

また、規約の施行日につきましては、中間市行橋市競艇組合の名称変更の施行日と合わせ、令和8年4月1日といたしております。

次に、第18号議案、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、提案理由を申し上げます。

本年3月31日をもって久留米市外三市町高等学校組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数が減少することとなります。

また、これに加え、本年4月1日から久留米広域市町村圏事務組合が名称を変更することに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合規約を変更する必要が生じております。

以上により、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております規約変更2件に対する質疑は、3月6日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第21. 第19号議案

日程第22. 第20号議案

日程第23. 第21号議案

日程第24. 第22号議案

日程第25. 第23号議案

日程第26. 第24号議案

日程第27. 第25号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第21、第19号議案から日程第27、第25号議案までの令和8年度各会

計予算7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第19号議案から第25号議案までにつきましては、関連がございますので、一括して提案理由を申し上げます。

まず、第19号議案となります令和8年度中間市一般会計予算について、市政運営の所信の一端を申し述べますとともに、その概要についてご説明申し上げます。

世界情勢の変化等に起因する長期的な物価高が経済や家計に及ぼす影響は、依然大きなものとなっております。本市におきましても、国や県と足並みをそろえながら、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金をはじめとする様々な支援策を最大限に活用して各種給付金の給付やプレミアム付き商品券の発行をはじめとする施策を実施することにより、地域経済を下支えするとともに、市民の皆様安心して生活していただくための支援に取り組んでまいりました。

令和8年度の予算におきましても、物価高騰への対応として、地域経済の下支えと市民の皆様の経済的負担の軽減に向けた施策を展開してまいります。また、令和8年度の予算編成は、収支均衡を重視した従来の方針を転換し、本市の発展につながる事業に、より重点を置き、未来への投資として計画的に予算を計上したことから、単年度における収支均衡を保つに至りませんでした。

しかしながら、市政運営を安定的に続けていくために、今後は長期的な行政経営の観点から、単年度においてより均衡の取れた予算編成となるよう取り組んでまいります。

それでは、歳出の主なものについてご説明いたします。

まず、性質別経費から申し上げます。義務的経費におきましては、扶助費につきまして、児童手当給付費、障がい者福祉費等の増額に伴い、令和7年度と比較して6億8,350万円増額の69億5,530万円となっております。

人件費につきましては、給与改定などが反映され、令和7年度と比較して18.5パーセント増の40億3,760万円となり、一般会計全体に占める割合は18.9パーセントとなっております。

投資的経費におきましては、普通建設事業費につきまして、令和7年度からの継続事業である市民会館空調機等更新事業、中学校再編に向けた校舎などの躯体延命に係る修繕費、なかまコミュニティ無線更新事業、屈折はしご付消防自動車整備事業及び庁舎長寿命化改修事業等を主な要因として、令和7年度と比較して10億3,340万円増額の19億9,270万円となっております。

その他の経費につきましては、補助費等につきまして、学校給食費負担軽減事業補助金、中間市特産品開発等事業補助金、公共下水道事業会計繰出金等を主な要因として、令和7年度と比較して4億1,760万円の増額となっております。

次に、目的別の主な事業についてご説明いたします。

総務費におきましては、地域ポイント制度を整備し、様々な地域活動へのポイント付与等により、地域活動の参画を促す縁タメシティプラットフォーム事業に1億9,870万円、コミュニティバスのAIオンデマンド化を行うための導入事業に6,750万円、先ほど申し上げました市民会館空調機等更新事業に3億7,490万円を計上いたしております。

また、耐用年数の超過した市庁舎本館及び別館の長寿命化改修事業に1億1,860万円を計上いたしており、施工期間が長期化する見込みであることから、令和8年度から令和9年度までの総額2億3,720万円の継続費を設定いたしております。

民生費におきましては、さくら保育園の空調や照明改修の工事費に5,020万円、保育所や幼稚園に通園する園児のいる世帯に対し第3子以降の保育料を無償化する事業に1,970万円を計上いたしております。

衛生費におきましては、定期接種化された带状疱疹ワクチンの予防接種について、定期接種以外に接種を受ける費用を助成するための経費として4,650万円を計上いたしております。

農林水産業費におきましては、農村環境整備工事として、上底井野地区等の農業用水路改良事業に2,550万円、農業用水路しゅんせつ事業に610万円、スマート農業の導入に係る経費を補助する事業に460万円を計上し、農業生産力の維持向上を図ってまいります。

商工費におきましては、地域経済活性化対策補助金に9,300万円を計上し、プレミアム率30パーセントのプレミアム付き商品券を2万4,000冊、プレミアム付きデジタル商品券を1万8,000セット発行いたします。また、中間市特産品開発等事業補助金に7,000万円を計上し、特産品開発等を行う中小企業者に対し、その経費の一部を補助いたします。これらの事業は、事業者や地域経済への支援に留まらず、物価高騰の影響を受ける市民の皆様への生活支援にもつながるものと考えております。

土木費におきましては、社会資本整備総合交付金等を活用し、老朽化した市道の舗装補修事業に1億1,990万円を計上し、交通安全対策を図ってまいります。また、市営住宅岩瀬東団地及び岩瀬西団地の長寿命化工事に4,450万円を計上し、住環境の整備充実を図ってまいります。

消防費におきましては、先ほど申し上げましたなかまコミュニティ無線のシステム更改に伴う更新事業に1億5,360万円、屈折はしご付消防自動車整備事業に1億5,680万円、災害対応特殊救急自動車及び高度救命処置用資機材を整備する事業に5,110万円をそれぞれ計上し、消防及び救急体制の充実強化を図ってまいります。

教育費におきましては、市内小中学校に通う保護者の経済的負担を軽減するための給食費負担軽減事業に1億7,330万円、先ほど申し上げた中学校の再編に向けた既存校舎

の躯体の延命等のための修繕の経費を２億５，０００万円、令和７年度からの継続事業である体育文化センター空調機設置事業に１億３，２００万円をそれぞれ計上し、教育環境の整備充実を図ってまいります。

次に、歳入の主なものについて、ご説明いたします。

まず、歳入の柱である市税につきましては、個人市民税や固定資産税で増収が見込まれることに加え、令和７年度の決算見込みを踏まえた結果、市税総額で令和７年度から９，８９０万円増額の４３億２，１１０万円を計上いたしております。

歳入のもう一つの柱である地方交付税につきましては、普通交付税におきましては、国の地方財政計画では普通交付税総額は令和７年度と比較して６．５パーセント増となっているものの、本市では令和７年の国勢調査の結果人口が減少する見込みであり、基準財政需要額が全体的に減少することなどを考慮し、令和７年度の当初交付決定額から１．７パーセント増、額にして７，９９０万円増額の４８億８，２４０万円を計上いたしております。

なお、普通交付税の補完財源であります臨時財政対策債につきましては、地方財政計画において令和７年度から引き続きゼロとなっておりますことから、計上いたしておりません。

また、特別交付税につきましては、地方財政計画の伸び率と近年の交付決定額を踏まえ、令和７年度から３，６６０万円増額の７億９，６２０万円を計上いたしております。

地方消費税交付金につきましては、主に地方財政計画の伸び率を勘案いたしまして、令和７年度から１億２，４６０万円増額の１０億６，４２０万円を計上いたしております。

寄附金につきましては、個人版ふるさと納税におきまして、令和７年度決算見込額に基づき、令和７年度から３，０００万円増額の３億３，０００万円を計上いたしております。制度改正や他の自治体との競争激化の影響もあり、厳しい状況ではございますが、近年減収が続いていた寄附額も令和７年度では令和６年度に比べて増収となる見込みであり、皆様に本市を応援していただけるよう、引き続き本市の魅力の発信に努め、創意工夫による自主財源の確保を図ってまいります。

繰入金につきましては、財源不足額等の調整のため、財政調整基金繰入金を１０億９，１７０万円計上いたしております。

以上により、令和８年度一般会計予算は、令和７年度と比較して２３億４，８２２万８，０００円の増額、率にして１２．３パーセント増の歳入歳出それぞれ２１３億９，３３８万８，０００円を計上いたしております。

また、予算に関する説明書として、給与費明細書をはじめとする各種調書につきましても併せて提出いたしております。

次に、第２０号議案、令和８年度中間市特別会計国民健康保険事業予算について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の主なものとして、保険給付費として３２億４，３３０万円、国民

健康保険事業費納付金として１０億３，１７０万円、保健事業費として３，８３０万円をそれぞれ計上し、保健事業以外の事業に係る事務費を総務費として１億２，１３０万円計上いたしております。

次に、歳入の主なものとしたしましては、国民健康保険税として６億９，７１０万円を計上いたしております。この内訳としたしましては、現年課税分として、医療給付費分が４億５，７１０万円、後期高齢者支援金分が１億５，４５０万円、介護納付金分が４，０４０万円、子ども・子育て支援納付金分が１，５２０万円でございます。

また、県支出金として３２億６，８３０万円、繰入金として４億６，５８０万円、諸収入として１，４９０万円を計上いたしております。

以上により、予算の総額を歳入歳出それぞれ４４億４，６９２万円とするものでございます。

本市の国民健康保険被保険者数は減少を続けておりますが、医療の高度化等の影響から被保険者一人当たりの医療費は増加傾向にあり、医療費総額の大幅な減少には至っておりません。

この状況の中で、国民健康保険財政の健全化を図るため、国県の動向を注視し、引き続き保健事業への取組を更に強化することにより、被保険者の健康増進による医療費の適正化に努めるとともに、国民健康保険税等の歳入の確保に最大限努力してまいり所存でございます。

次に、第２１号議案、令和８年度中間市公共用地先行取得特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出としたしましては、公有財産購入費を１０万円計上いたしております。

次に、歳入としたしましては、市債として１０万円を計上いたしております。

以上により、予算の総額を歳入歳出それぞれ１０万円とするものでございます。

次に、第２２号議案、令和８年度中間市介護保険事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳出の主なものとしたしましては、介護サービス利用に伴う保険給付費に４６億７，４３０万円を、高齢者の地域での生活を総合的に支援する地域支援事業費に４億９，８５０万円を、総務費に１億３，０１０万円を計上いたしております。

また、歳入の主なものとしたしましては、６５歳以上の第１号被保険者の介護保険料に９億２，１５０万円を、保険給付費等の歳出に対する国庫支出金に１３億２，７９０万円を、支払基金交付金に１３億５，０８０万円を、県支出金に７億３，３８０万円を、繰入金に９億４，４００万円を計上いたしております。

以上により、保険事業勘定におきましては、歳入歳出それぞれ５３億５９２万３，０００円を計上いたしております。

次に、介護サービス事業勘定の歳出の主なものとしたしましては、会計年度任用職員人

件費及び介護予防支援計画原案作成委託料支払費等の居宅介護支援事業費に3,360万円を計上いたしております。

また、歳入の主なものとしたしまして、予防給付費収入に3,360万円を計上いたしております。

以上により、介護サービス事業勘定におきましては、歳入歳出それぞれ3,368万円を計上し、保険事業勘定を加えた予算の総額を歳入歳出それぞれ53億3,960万3,000円とするものでございます。

令和8年度は、第9期中間市高齢者総合保健福祉計画の最終期であり、令和9年度以降の新たな計画を策定する予定となっております。団塊の世代が75歳以上となることから予想される介護給付費の増大に加え、団塊ジュニア世代が65歳以上を迎える2040年問題に備えながら、保健福祉関連施策の安定的な運営に努力してまいり所存でございます。

次に、第23号議案、令和8年度中間市後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の主なものとしたしましては、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金として10億8,750万円を計上いたしております。

次に、歳入の主なものとしたしましては、後期高齢者医療保険料として7億9,730万円、一般会計繰入金として3億1,610万円を計上いたしております。

以上により、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,481万3,000円とするものでございます。

今後も福岡県後期高齢者医療広域連合とのきめ細やかな連携により、安心、信頼の医療の確保及び被保険者の予防医療の推進並びに保険料の収納率向上を図り、より一層の効率的運営に努力してまいります。

次に、第24号議案、令和8年度中間市公共下水道事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

まず、令和8年度の下水道事業につきましては、岩瀬西町地区や下大隈地区など、市内30か所で、下水道工事を実施する予定といたしております。その結果、令和8年度末の水洗化戸数は、1万6,700戸を予定し、年間の総処理水量を、304万立方メートルと見込んでおります。

次に、予算につきまして、ご説明いたします。

収益的収入の主なものとしたしましては、下水道使用料4億9,450万円、一般会計からの補助金5億7,592万円を計上し、総額15億5,347万円といたしております。

収益的支出の主なものとしたしましては、流域下水道維持管理負担金3億6,647万円、企業債利息1億4,361万円を計上し、総額15億3,354万円といたしております。その結果、消費税を含めまして、1,992万円の利益を見込んでおります。

次に、資本的収入の主なものといたしましては、国庫補助金4億6,070万円、企業債8億9,150万円、一般会計からの出資金8,999万円を計上し、総額14億7,032万円といたしております。

資本的支出の主なものといたしましては、下水道管渠工事費10億6,700万円、し尿受入施設建設負担金を含めました流域下水道建設負担金1億1,179万円、企業債償還金5億5,546万円を計上し、総額18億9,140万円といたしております。

なお、資本的収支の不足額4億2,108万円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で、全額補填するものであります。

次に、第25号議案、令和8年度中間市水道事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

令和8年度の給水戸数は、中間市と遠賀町を合わせまして2万8,250戸を予定し、年間の総配水量を583万立方メートル、1日当たりの平均配水量を1万5,981立方メートルといたしまして、年間有収水量を518万立方メートルと見込んでおります。

まず、収益的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

水道事業収益につきましては、11億3,312万円を計上いたしております。その主な収益といたしましては、給水収益の8億9,950万円でございます。

また、水道事業費用につきましては、12億5,910万円を計上いたしております。その主な費用といたしましては、原水及び浄水費として3億3,327万円、また、減価償却費として3億7,639万円を計上いたしております。その結果、令和8年度は、消費税を含めまして、1億2,598万円の損失を見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

資本的収入につきましては、12億912万円を計上いたしております。その主な収入といたしましては、建設改良企業債の12億円でございます。

また、資本的支出につきましては、建設改良費、企業債償還元金等で、17億2,093万円を計上いたしております。その主な内容といたしましては、令和7年度と同様に配水管の老朽化に伴う配水管布設替工事を行うとともに、唐戸浄水場浄水池整備工事を行うものでございます。

まず、配水管布設替工事につきましては、中間地区におきまして、市道扇ヶ浦団地10号線外2線配水管布設替工事及び下水道工事に伴う市道下大隈6号線配水管布設替工事など11件、また、遠賀地区における町道別府・上別府線配水管布設替工事3工区など5件、総件数16件を予定いたしております。

次に、唐戸浄水場浄水池整備工事につきましては、令和5年度からの5年計画で実施しており、令和8年度で4年目を迎えます。事故や災害に強く長期間安定した給水を行うための浄水設備の更新工事を速やかに実施することとしております。

以上により、令和8年度の建設改良事業につきましては、総事業費14億2,050万

円をもって実施することといたしております。

なお、資本的収支の不足額５億１，１８１万円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で全額補填する予定といたしております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております令和８年度各会計予算７件に対する質疑は、３月１３日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第２８．会議録署名議員の指名

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第２８、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第８５条の規定により、議長において原舞議員及び柴田広辞議員を指名いたします。

○議長（中野 勝寛君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日は、これにて散会いたします。

午前１１時１１分散会

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する

議 長 中 野 勝 寛

議 員 原 舞

議 員 柴 田 広 辞